上厚真市街地店舗運営方針仕様書

上厚真市街地店舗運営事業提案者（以下「提案者」という。）は、上厚真市街地店舗運営事業者選考業務公募型プロポーザル募集要領及び関連法令のほか、この仕様書に従い提案を行うこと。

１　趣旨

本仕様書は提案者が上厚真市街地店舗（以下「店舗」という。）を運営する方針について定める。

２　基本方針

　　食料品や日用品などを販売していた上厚真市街地の店舗が本年４月末をもって閉店となり、上厚真地区及びその周辺地区の住民、特に高齢者等の買い物弱者の日常生活に支障をきたしている。

　　町として、地域住民が生活する上で必要不可欠な食料品や日用品などを取り扱える運営事業者を選定し、一日でも早く店舗を再開することにより、地域住民が安心して暮らすことができる地域づくりを目指すものである。

　　また、上厚真地区は、近年、子育て支援住宅や住宅地分譲などにより人口が増加傾向にあるとともに、町では、同地区でゼロカーボンビレッジを計画中で２０２７年を目途に８０～１００区画の住宅地分譲を予定している。さらに、近隣市において大規模な次世代半導体工場の建設が行われることから、建設作業従事者の宿舎についても誘致できるよう要請活動を進めている。このことから、上厚真地区は将来性のある地域であることも留意し、運営事業者は事業展開してもらいたい。

1. 店舗は、上厚真市街地の中心に位置しており、地域の核となる店舗になるよう

創意工夫を凝らし、意欲的に事業展開すること。

1. 顧客層は、特定の世代に限定せず多世代を想定した運営（品揃え等）を行うこ

　　と。

（３）町民が気軽に利用できるとともに、広域からの集客も考慮すること。

（４）長期（５年以上）にわたり運営を行うこと。

（５）店舗の改修には、電気料金の負担軽減のため太陽光発電設備、蓄電池、ＬＥＤ照明等を設置する予定であり、運営事業者はゼロカーボン推進に積極的に取り組むこと。

（６）店舗では、現金払いのほか、キャシュレス決済を導入するとともに、地域ＩＣ

カード「あつまるカード」が利用できるようにすること。また、店舗内にあつま

るカード現金ジャージ機器の設置に同意すること。

（７）店舗の開店は、改修工事の進ちょく状況にもよるが、遅くとも令和６年４月か

らとし、改修工事の完了が早まれば、それに応じて対応すること。

 （８）店舗の開店に先立ち、仮設店舗の設置の可否について町との協議に応じるこ

　　 と。

（９）運営事業者は、経済団体（厚真町商工会、（株）あつまスタンプ会など）への

　　 入会を検討し、連携を図りながら地域経済活動の向上に寄与すること。

 （10）紙媒体による広告ちらしの配布のほか、ＨＰ（ホームページ）やＳＮＳ（ソ

ーシャルメディア）などデジタル社会を見据えた情報発信に努めること。

（11）運営事業者は、地域住民全体の生活の利便性に留意し、上厚真地域に他店舗の

　　出店計画があるときは、地域活性化のため協調に努めること。

（12）次の用途に係る運営は許可しない

①風俗営業及びそれに類する用途

②近隣に影響を与えるような異臭・煙及び騒音・振動を発生する用途

③危険物の取り扱い・貯蔵・処理をする用途

④消費者金融ならびに宗教活動・政治活動等を行う用途

⑤事務所のみの活用または専用住居等の用途

⑥その他、町長が適さないと判断した用途

３　店舗の整備及び運営に係る契約等について

1. 選考委員会後に運営事業者として決定した後、実施設計に際して基本協定を

締結すること。

1. 運営事業者による店舗の利用は、土地建物賃貸契約書に基づき運営及び管理

を行うこと。

1. 運営事業者は、店舗の事業継続が困難になった場合、原状回復し退去すること。

４　リスクに関する事項

（１）基本的な考え方

　　　 本事業においては、本町と運営事業者がさまざまなリスクを適正に分担する。

（２）予想されるリスクと責任分担

　　　 一般的なリスクの内容に対する町及び事業者による分担の基本的な考え方は、「別表１ 主要リスク分担表」のとおりとする。

５　その他

1. 契約後、本仕様に定めがない事項や疑義が発生した場合、必要に応じて町と

運営事業者の双方が協議して定めるものとする。

1. 契約後、本仕様の内容を変更する必要が生じた場合は、町と運営事業者が協

議して定めるものとする。

別表１　主要リスクの分担表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇：リスクの負担者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| リスクの種類 | № | 内　　容 | 負担者 |
| 町 | 運営事業者 |
| 募集要領等 | 1 | 募集要領等の各種公表文書の誤りや町の理由による変更に関するもの | 〇 |  |
| 制度関連 | 法令変更 | 2 | 本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など | 〇 |  |
| 3 | 本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法 |  | 〇 |
| 税制変更 | 4 | 運営事業者の利益に課されるものの新設・変更 |  | 〇 |
| 5 | 本事業に係る新税の成立や税率の変更 |  | 〇 |
| 許認可等 | 6 | 事業管理者として町が取得するべき許認可の遅延 | 〇 |  |
| 7 | 業務の実施に関して運営事業者が取得するべき許認可の遅延 |  | 〇 |
| 社　　会 | 住民対応 | 8 | 店舗整備に関する住民からの要望などへの対応 | 〇 |  |
| 9 | 運営事業者が行う品ぞろえの住民要望や販売した物への対応 |  | 〇 |
| 環　境 | 10 | 運営事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動など）に関する対応 |  | 〇 |
| 第三者賠　償 | 11 | 運営事業者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合 |  | 〇 |
| 12 | 町の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償 | 〇 |  |
| 不可抗力 | 13 | 計画段階で想定していない（想定以上の）防風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷など自然災害及び戦争、暴動その他の人為的な事象による損害によるもの | 協議 | 協議 |
| 経済 | 資金調達 | 14 | 事業に必要な資金の確保 |  | 〇 |
| その他 | 賃貸料 | 15 | 設計・施工価格変更に伴う使用料の変更 |  | 〇 |
| 建設日程 | 16 | 建設スケジュールの変更に伴い発生する費用の負担 | 協議 | 協議 |